

I. 日本女子テニス連盟千葉県支部規約

第1条 [総 則]

- (1) 本支部は、日本女子テニス連盟千葉県支部と称する。
- (2) 本支部は、千葉県テニス協会に所属し、協力する。
- (3) 本支部の所在地は、総務理事（事務局）宅に置くものとする。

第2条 [目 的]

本支部は、次の目的をもって活動方針とする。

- (1) テニスを通して広く親睦を深め、スポーツ精神に基づき、心身の育成と技術の向上を目指すものとする。
- (2) 女子テニスの普及発展及びジュニアテニスの指導育成に貢献するという日本女子テニス連盟の活動目的を理解し、これを支援する。

第3条 [事 業]

本支部は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) トーナメント
- (2) 親睦会
- (3) 会報誌発行
- (4) 審判員の育成
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

第4条 [構 成]

- (1) 個人会員 県内のクラブに所属する者、または個人登録した者で、本規約の趣旨に賛同した女子をもって構成する。
- (2) 名誉会員 女子テニスの普及発展に特に功労のあった方を推挙し、総会で承認を得るものとする。但し表決権はもたない。
- (3) 賛助後援会員 本支部の目的に賛同し援助する個人又は団体。

第5条 [会員及び会費]

- (1) 会員は支部の主催する行事、トーナメントに参加出来る。
- (2) 会員は次に定めた入会金及び年会費を納入する。
 - ① 入会金 1,000 円
 - ② 年会費 1,000 円（日本女子テニス連盟に 400 円）*個人登録会員は年会費 1,000 円、個人登録料 1,000 円とする。
- (3) 入会は登録名簿の提出と入会金・年会費の納入をもって入会とする。
 - * 但し入会手続きに関しては随時受け付ける。
 - * 他支部への入会も可能

第6条-1 [役員構成]

- (1) 支部に次の役員を置く。
 - ① 支部長・理事長・常務理事・理事
 - ② ブロック幹事
 - ③ 会計監事 但し表決権はもたない。
- (2) 上記役員の外に、
 - ① 名誉顧問を置く事が出来る。
 - * 本支部の発展に特に功労のあった方を推挙し、総会で承認を得るものとする。但し表決権はもたない。

② 顧問を置く事が出来る。

* 本支部の発展に功勞の有った方を推挙し、総会で承認を得るものとする。
但し表決権はもたない。

第6条-2 [役員選出]

- (1) 支部長・理事長・常務理事・会計監事は、選考委員会に於いて推挙し、理事会、総会で承認を得る。
- (2) 理事は各ブロックより推挙し、理事会、総会で承認を得る。
- (3) ブロック幹事は会員の総意を代表するものとし、各クラブ代表者の輪番制などにより選出される。
- (4) 各定員に満たない場合には、理事会で推挙する。

第6条-3 [役員任期]

- (1) 支部長は任期2年とし、再選は1回までとする。
- (2) 理事長・常務理事は任期2年とし、再選は1回までとする。
- (3) 理事は任期2年とする。
- (4) ブロック幹事は任期1年とし、再選は1回までとする。
- (5) 会計監事は任期1年とし、再選は1回までとする。

第6条-4 [役員の仕事]

- (1) 支部長は本支部を代表し、会務を総理する。
- (2) 理事長は支部長を補佐し、支部長不在の時はその職務を代行する。
理事会の会務執行を総理する。
- (3) 常務理事・理事は理事会を構成し、総会の決議事項を執行する。
- (4) 理事はブロック幹事を招集し、各ブロックの運営を行う。
- (5) 会計監事は支部会計を監査し、総会に於いて報告を行う。

第7条 [会議]

- (1) 本支部の会議は、総会・理事会・委員会とする。
- (2) 総会は、個人会員・役員・名誉顧問・顧問をもって組織する。
- (3) 総会は、本支部の議決機関であり、毎年1回行うものとする。
但し、理事会に於いて必要と認められた時は支部長が召集する。
- (4) 各会議は、表決権を有する理事及びクラブ代表者の1/2以上(委任状含む)の出席者をもって成立する。議事は出席者の過半数をもって決定する。
- (5) 次の事項は、理事会及び総会の承認を得なければならない。
①事業報告 ②会計報告及び監査報告 ③事業計画案 ④予算案
⑤役員改選 ⑥その他必要事項
- (6) 理事会は、本支部の議決機関であり、本支部の運営を行う。
- (7) 理事会の構成は、支部長・理事長・常務理事・理事とする。
- (8) 委員会は、理事会が必要と認めた時は別に設けることが出来る。

第8条 [行事年度及び会計年度]

- (1) 行事年度は毎年3月1日より2月末日までとする。
- (2) 会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第9条 [運営費]

本支部の運営費は下記のものより支弁する。

- ① 入会金及び年会費
- ② 事業に伴う余剰金
- ③ 前年度繰越金
- ④ その他

[付則]

- (1) 本規約は、総会の議決がなければ変更することは出来ない。
- (2) 本規約の施行に必要な細則は、理事会で別に定める。
- (3) 本規約は、昭和63年3月1日より適用する。

改正	(1) 平成7年2月	一部改正を総会にて承認済	6条-1(2) 追加
	(2) 平成14年2月	一部改正を総会にて承認済	6条-2(1)
	(3) 平成15年2月	一部改正を総会にて承認済	6条-1(2) 追加
	々	一部改正を総会にて承認済	10条(1)
	(4) 平成18年2月	一部改正を総会にて承認済	5条(3) 追加
	(5) 平成21年2月	一部改正を総会にて承認済	1条(1)
	々	一部改正を総会にて承認済	2条(2)
	々	一部改正を総会にて承認済	5条(2)
	々	一部改正を総会にて承認済	5条(3)
	々	一部改正を総会にて承認済	6条-3(1)
	(6) 平成23年2月	一部改正を総会にて承認済	10条(1)
	(7) 平成26年2月	一部改正を総会にて承認済	5条(2)
	(8) 平成28年2月	一部改正を総会にて承認済	1条(3)
	(9) 平成30年2月	一部改正を総会にて承認済	3条(3)
	々	一部改正を総会にて承認済	10条(1) 削除
	(10) 平成31年2月	一部改正を総会にて承認済	1条(3)
	(11) 令和5年2月	一部改正を総会にて承認済	6条-3(1)
	(12) 令和6年2月	一部改正を総会にて承認済	6条-2(3)